

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	2,973,318	452,815	1,119	5,352,179	8,326,616	452,815
社	債	2,527,694	390,618	8,431	9,626,498	12,162,624	390,618
預貯金	銀行預金	21,291,263	3,244,333	305,052	1,705,877	23,302,193	3,244,333
	銀行以外の金融機関の預金	13,374,801	2,019,284	313,299	7,352,849	21,040,948	2,019,284
	その他勤務先預金等の利子	1,809,153	243,823	3,641	2	1,812,797	243,823
合同運用信託の収益の分配		10,894	1,662	2,839	601	14,334	1,662
公社債投資信託の収益の分配等		187,407	27,735	56	54,836	242,299	27,735
小 計		42,174,530	6,380,269	634,437	24,092,843	66,901,810	6,380,269
定期積金の給付補てん金等		1,888,071	289,158	—	72,285	1,960,356	289,158
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		98,370	15,065	—	—	98,370	15,065
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		44,160,972	6,684,492	634,437	24,165,127	68,960,537	6,684,492

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定投資法人の投資口 の配当等	68,320,936	13,951,135	8,047,112	20,323,285	1,452,505	96,691,333	15,403,640
投資信託（公社債投資信託及び公募公社 債等運用投資信託を除く。）及び特定受 益証券発行信託の収益の分配等	—	—	425,864	3,073,439	219,659	3,499,303	219,659
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	75,355,677	5,383,954	75,355,677	5,383,954
計	68,320,936	13,951,135	8,472,976	98,752,401	7,056,118	175,546,313	21,007,252

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整  
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	166,940,551 千円	11,888,444 千円

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,022,304,420	千円 30,649,667	千円 4,312,643,768	千円 148,266,264	千円 5,334,948,187	千円 178,915,930
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,436,185	23,258	34,814,033	405,176	37,250,218	428,435
	計	1,024,740,604	30,672,925	4,347,457,801	148,671,440	5,372,198,405	179,344,365
退 職 所 得		99,625,567	1,224,026	89,736,783	3,117,486	189,362,350	4,341,512
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	5,262,191	761,807
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	38,578,563	4,145,661
	診療報酬	41,234	3,519
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	25,306,458	1,769,334
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	673,005	74,661
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	6,566,633	336,278
	契約金・賞金	585,282	40,635
	小 計	77,013,366	7,131,895
法第203条の2該当（公的年金等）		5,410,739	100,894
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		87,882,418	552,234
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		—	—
計		170,306,523	7,785,023
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	189,111	27,043
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	2,659,132	177,120
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	803,812	98,357
退 職 所 得	31,985	7,244
役 務 の 報 酬	153,153	31,013
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	516,611	42,355
著作権の使用料又はその譲渡による対価	118,999	12,539
貸 付 金 の 利 子	118,899	23,155
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	88,576	13,744
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	91,325	9,324
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	173,761	34,894
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	6,497	1,327
賞 金	-	-
合 計	4,951,861	478,115

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。